

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（女性が働きやすい職場環境整備事業）事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき交付する補助金のうち女性が働きやすい職場環境整備事業について、補助金の交付等に関する細則を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 水産加工事業者 水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人若しくは法人、水産加工業協同組合又は水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人若しくは法人のみで構成される事業協同組合をいう。
- (2) 沿岸市町村 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町をいう。

3 補助要件

要綱第1の知事があらかじめ定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする職場環境の整備を対象とした国又は岩手県が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- (2) 補助金の交付を申請する過去3年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (4) 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同法同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。
- (5) 交付申請時点で女性従業員（非正規雇用及び外国人技能実習生を含む。）を2名以上雇用し、かつ、いわて女性活躍企業等認定制度要綱（平成29年10月1日制定）第4に掲げる「いわて女性活躍認定企業（ステップ1）」若しくは「いわて女性活躍認定企業（ステップ2）」の認定又は「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱（平成19年8月20日制定）第6条に掲げる「いわて子育てにやさしい企業等」の認証を受けているもの。

4 備品購入要件

要綱別表第1の備品は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 専ら女性が使用するものとし、明確に女性専用であることがわかるもの。
- (2) 原則として必要最小限の人数分であること。
- (3) 助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで移転しないこと。

5 事前協議

- (1) 補助金を受けようとする水産加工事業者は、あらかじめ事業計画書を市町村に提出するものとする。
- (2) 市町村は、(1)の事業計画を承認し補助金の内示をしようとする場合には、あらかじめ事業計画協議書（様式第1号）により県に協議するものとする。

(3) 県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の内示（様式第2号）を行う。

6 事前着手

(1) 水産加工事業者は、5(2)の内示を受けた場合において補助金交付決定（契約）前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。

(2) 市町村は、(1)の承認をしようとする場合には、あらかじめ事前着手承認協議書（様式第3号）により県に協議するものとする。

(3) 県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、事前着手承認通知書（様式第4号）により当該市町村に通知するものとする。

7 水産加工事業者の補助金交付申請

補助金を受けようとする水産加工事業者は、5(2)の内示に基づき市町村に対し補助金の交付を申請するものとする。

8 市町村の補助金交付申請

市町村は、7により水産加工事業者から補助金交付申請書を受理したときは、その申請を受理した日から30日以内に、県に対して補助金の交付申請をすることができる。

9 市町村に対する補助金の交付決定

県は、8により市町村から補助金交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

10 補助金交付決定の取消し

(1) 市町村は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

ア 3(1)から(5)までに規定する要件を欠くに至ったとき

イ この要領又は市町村が定める規定に違反する行為があったとき

ウ 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 県は、補助対象事業者に関して(1)に掲げる事実があると認めるときは、市町村に対して、当該市町村が行った補助金の交付の決定の取消しを求めることができるものとする。

(3) 市町村は、(1)により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに県に報告するものとする。

(4) 県は、(3)による報告を受けたときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すものとする。

11 事業の内容の変更等

(1) 補助対象事業者が事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村の定めるところにより、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。

(2) 変更しようとする事業の内容が事業費の20パーセント以内の増減であるものについては、変更の承認を要しないものとする。

12 指示事項の遵守

- (1) 補助対象事業者は、市町村が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けようとする市町村は、県が補助対象事業者の事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

13 提出書類

要綱別表第2の知事が必要と認める書類及び提出期日は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期日
(1) 補助金交付申請時 ア 事業費内訳書 イ 誓約書 ウ 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計図書、見積書等の写し） エ 事業所の位置図 オ 事業所の写真（工事を行う場合） カ 3(5)に規定する制度の認定又は認証状況を証する書類（認定書又は認証書の写し） ※ 認定又は認証申請中の場合、申請書写しを提出し、認定又は認証後速やかに認定書又は認証書の写しを別途提出する。 キ その他参考となる資料	第5号 第6号 任意	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	要領8のとおり
(2) 変更（中止、廃止）承認申請時 ア 変更（中止、廃止）の理由書 イ (1)の提出書類中変更に係るもの（中止、廃止の場合は不要）	任意	1部 1部	要綱別表第2のとおり
(3) 補助金請求時 ア 事業費内訳書 イ 事業者への補助金の交付を証明する書類 ウ 契約書（建物工事請負、請求書等）の写し エ 支払完了を証する書類（領収書、金融機関利用明細書等）の写し オ 事業実施箇所の平面図 カ 事業所、購入備品の写真 キ その他参考となる資料	第5号 任意	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

14 委任

この要領に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。

様式第1号（5関係）

第 号
年 月 日

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長 様

市町村事務担当課長

事業計画協議書

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画書の提出があったので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（女性が働きやすい職場環境整備事業）事務取扱要領5（2）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて協議します。

記

- 1 水産加工事業者名
- 2 補助金交付申請予定額 金 円
- 3 事業計画書（要綱様式第2号）
- 4 収支予算書（要綱様式第3号）
- 5 事業内訳書（様式第5号）
- 6 水産加工事業者から提出された事業計画書の写し

(A4)

様式第2号（5関係）

第 号
年 月 日

市町村事務担当課長 様

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の内示について

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、次のとおり内示します。

なお、補助金交付申請書の提出期限を 年 月 日と定めたので、適切に処理するようお願いいたします。

記

市町村補助事業				県補助金内示額
補助事業を行う事業者	区分	補助事業に要する経費	市町村補助予定額 (県補助対象事業費)	

(A4)

様式第3号（6関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

事前着手承認協議書

年 月 日付け 第 号で内示を受けた沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記のとおり事前着手の承認の申請があったので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（女性が働きやすい職場環境整備事業）事務取扱要領6（2）の規定に基づき、下記により協議します。

記

- 1 事業名
- 2 水産加工事業者 所在地
名称
- 3 事業の実施場所 所在地
名称
- 4 事業費
- 5 着手予定年月日
- 6 完了予定年月日
- 7 事前着手を必要とする理由

(A4)

様式第4号（6関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事

事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった事前着手については承認したので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（女性が働きやすい職場環境整備事業）事務取扱要領6（3）の規定により通知します。

(A4)

事業費内訳書

1 水産加工事業者の概要		3 補助事業に要する経費			
事業者名		区分	費目	金額 (円)	備考
住所及び 代表者職・氏名		補助対象 事業費			
業種及び 主な製造品目			小計		
資本金		補助対象外 事業費			
			小計		
		総事業費			
2 補助事業の内容		4 市町村補助金額			
事業の実施場所		区分	金額 (円)	備考	
事業期間		総事業費 (A)			
女性労働者数	正 規 名 パート等 名	補助対象事業費 (B)			
		補助率 (C)			
		補助限度額 (D)			
		市町村補助金額			

注 水産加工事業者から提出のあった申請書や報告書等の写しを添付すること。

誓約書

補助金の交付の申請をするに当たって、次のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助金の交付を申請しようとする設備投資等について、国又は岩手県が実施するほかの補助金の交付決定を受けていません。
- 2 過去3年間に補助金の不正受給を行ったことはありません。
- 3 国税、県税及び市町村税に滞納はありません。
- 4 役員等（※1）は暴力団員（※2）でなく、暴力団（※3）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※1 事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。

※2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 同条第2号に規定する暴力団をいう。

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名）